飯豊町議会政治倫理に関する決議

表者であることを改めて自覚し良心と責任感をもって政治活動を行 公 また選挙は、 町民 ち の信頼に反することがないよう努めなければならない 豊 け 町議 ればならない。 民主政治 会議 員 0 は 健全な発展の基礎であることを自覚し、 ` 町政 関 l 町民より信託され 7 V る代

主義 私たちは、これに行わない 一層 の発展に尽力するため次のことを誓うも、政治倫理を確立し、もって公平で開か もって公平で開かれた議会制民主 のである。

- 格と論 すること ような行動を断ち、 議 貝 理 は のな 0 向 上に努め よう努めなければならない。 0 高 頼 潔性を保持し、町民に値する倫理性を自 11 やしくもその地位による影響力 全体の奉仕者として覚し、政治不信を招 を 使人く
- おそれのある行動をしてはならない。と名誉を損なうような一切の行動をは 議員の言動 0 全てが 町民 の行動を慎み、不正な疑惑 の注視の下にあることを銘記 0 持た ħ る
- ニ を本旨とし、 よう努めなけ 町民 とし、特定の利益を追求し公共の利益を損なうこの代表として、全体の利益の実現をめざして行動 れば ならない。 べする ۲ な w Z
- 四 位を利 正な職 行使するよう 議員は、常 務執行 用 して な働きかけ等は一切してはならない。 を妨 に 11 か 人 げ、その権限若しくはその地位によるなる金品の授受をしてはならない。町格と倫理の向上に努めることを旨とし 町職 員 響 4 力を 0 0 公
- 五 には しな 員 は、 ければなら 自ら真摯な 政治 態度をも 理に反する 11 っ 事実があるとの疑惑を持たれた て疑惑を解明 ĺ その責任を 明 場合 Ġ か
- 六 議員は、 議員本来の使 明るい 明日の 11 識 見を養わなければならな の生活を願う町民の任務の達成のため、 のため、 のために、 積極 , 的 に 活動す 4

右、議決する。

平成十三年三月十九日

飯豊町議会